

館山市図書館資料の弁償に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館山市図書館規則(昭和60年8月28日館山市教育委員会規則第4号)第8条の規定に基づき、館山市図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料(以下「資料」という。)の弁償の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 利用者が資料を滅失した場合は、原則として同一資料の現品により弁償するものとする。ただし、同一資料の現品による弁償が不可能な場合は、本体価格と同等の館長が指定した代替資料で弁償するものとする。代替資料で弁償するものは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 絶版・品切れの場合
- (2) 視聴覚資料
- (3) 賠償する時点で保存期間を過ぎると判断される雑誌

(弁償の範囲)

第3条 破損、汚損の場合の弁償を求める範囲は、別記「弁償を要する資料の汚損・破損の基準」によるものとする。

(弁償の免除)

第4条 第2条の規定にかかわらず、図書館長は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

- (1) 自然災害・火災等により資料を滅失または汚損、破損した場合で、やむを得ないと判断する場合
- (2) 盗難等による滅失のうち、盗難届をすでに警察に提出しており、本人の過失によるものでなくやむを得ないと判断する場合
- (3) 修理等が可能で、引き続き利用に耐えうる場合
- (4) その他図書館長が必要と認める場合

2 前項のうち、(1)、(2)および(4)の事由により弁償の免除を受けようとする者は、図書館資料弁償免除申請書を図書館長に提出しなければならない。

3 前項の図書館資料弁償免除申請書には、図書館長が添付の必要がないと認める場合を除き、り災証明書、盗難届出受理番号その他の免除理由が存することを証明する資料を添付しなければならない。

(弁償に係る図書館資料の取扱い)

第5条 現物による弁償をした後に、亡失した資料が見つかった場合であっても、現物による弁償をされた資料の返還はしないものとする。

2 利用者が汚損・破損した図書館資料は、弁償完了後に当該賠償者が希望するときは、無償で譲渡することができる。

(相互貸借により借り受けた資料の弁償)

第7条 相互貸借により他の図書館等から借り受けた資料の弁償については、当該資料の所有者の求めるところによる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、図書館資料の弁償について必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

別記

弁償を要する資料の汚損・破損の基準

図書・雑誌・紙芝居

対象	状態
水濡れ・飲食物のシミ	①水濡れ等により、ページに歪みまたは波打ちが生じた場合 ②お茶・コーヒー等の飲食物により、シミなどの汚れが生じた場合 ③飲食物やセロテープ・のり等の付着により、ページが欠損した場合、また接着をはがしたことにより、ページが破損した場合 ④カビが発生した場合
資料の全部または一部破損・汚損・亡失	①破れ・切り取り・ページの欠損が生じた場合 ②たばこ等による焦げが残った場合 ③たばこや肥料等の不快なおいが付いて取れない場合 ④型紙や地図等の付録を破損・汚損・亡失した場合
書き込み	①マジック・ボールペン・クレヨン等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ②鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧が強く、消した後も跡がのこる場合 ③書き込みを消したことで絵や文字に色褪せが生じたり、傷ができる場合
噛み跡	①乳幼児・ペット等が噛んだため、噛み跡・傷等生じた場合

※ 修理等が可能で、引き続き利用に耐えうるものは、賠償を免除することができる。